

守山市に住所を有する方に

令和7年度

## 守山市自転車用ヘルメット購入補助金



満65歳以上の方・小学校6年生までの方が対象です。

**受付期間: 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)**

※予算がなくなり次第、終了します。

**対象: 市内の店舗で購入された新品の自転車用ヘルメット**

※中学校指定の通学用ヘルメットは除きます。

**補助率: 2分の1 (100円未満切捨)**

**上限額: 高齢者 3,000円、子ども 2,000円**



**主な条件:**

- ・購入した日から6か月以内に申請書類を提出してください。
- ・ヘルメットが安全基準(SG・CE・JCFマーク等)に適合していること。
- ・本人または申請者が自転車損害賠償責任保険に加入していること。
- ・市税等の滞納がないこと。
- ・交付は、1人につき1回限りとします。
- ・購入から2年間は、譲渡または交換はできません。

**申請方法等については、危機管理課にお問い合わせ  
いただくか、守山市ホームページをご覧ください!**



お問い合わせ先

守山市環境生活部危機管理課

守山市吉身二丁目5番22号 (市役所2階)

TEL: 077 (582) 1119 FAX: 077 (583) 5066

E-Mail: kikikanri@city.moriyama.lg.jp



守山市 HP

## ■申請の流れ

- ①市内の店舗で新品の自転車用ヘルメットを購入
- ②購入した日から6ヶ月以内に危機管理課に下記必要書類を提出
- ③危機管理課から補助金交付決定通知書を送付
- ④補助金を請求書に記載された金融機関の口座に振込

※市税等の滞納により、補助対象外となる場合があります。

## ■必要書類

- ①交付申請書・交付請求書(守山市ホームページよりダウンロードしていただくか、市役所危機管理課に設置しています。)
- ②領収書(申請者の氏名、購入日、ヘルメットの価格および店舗名が確認できるもの)
- ③説明書等(ヘルメットのメーカーおよび商品番号が確認できるもの)
- ④ヘルメットが安全基準(SG・CE・JCF マーク等)に適合していることを証する書類、またはマークが貼付されている箇所の写真(ヘルメット持参も可)
- ⑤本人が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを証する書類  
(ヘルメット使用者が自転車を運転しない子どもの場合は、申請者(保護者)が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを証する書類)
- ⑥振込先口座(銀行名、支店名、口座番号)が確認できる通帳等
- ⑦本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示がない場合は、交付申請書および交付請求書への押印が必要となりますので、印鑑をご持参ください。